

後期高齢者医療保険料の納入通知書を送付します

■問い合わせ

市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

6月中旬に後期高齢者医療保険料納入通知書を各世帯へ郵送します。

普通徴収（納付書・口座振替）

- ①納付書で納入される方は、納期限までに金融機関で納めてください。
- ②口座振替の方は、毎月25日に口座から引き落とされます。（25日が土日、祝日の場合は翌営業日）

特別徴収（年金天引き）

現在特別徴収で仮徴収（4月・6月・8月）されている方は、平成23年度の保険料の決定額から仮徴収額を差し引いた金額を10月・12月・2月の年金から天引きとなります。

保険年金係窓口で年金天引きから口座振替への変更もできます。

●手続きに必要なもの

- ①印鑑（認め可）
- ②口座振替の通帳と届出印鑑
- ③保険証

保険料について

後期高齢者医療保険料は、75歳以上の方一人ひとりに納めていただく保険料です。保険料は均等割額と所得割額の合計です。均等割額は、所得によって9割・8.5割・5割・2割軽減が行われます。

詳しくは、保険年金係にお問い合わせください。

被用者保険の被扶養者であった方

制度加入前に、社会保険など（被用者保険）の被扶養者であった方は、均等割額が9割軽減となります。

国民年金 加入条件が変わったら届出を忘れずに

■問い合わせ 佐賀年金事務所 ☎31-4191
市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

ライフスタイルによって加入条件が変わることがあります。下記のようなことがあった場合は、年金窓口まで届け出をしてください。

届け出をしなかったために、将来年金を受け取れなくなることもありますので、ご注意ください。

国民年金の主な届出

こんなとき	どうする	必要なもの
20歳になったとき	会社員等以外は国民年金の加入手続きを	・印鑑（認め） ・日本年金機構から郵送される資格取得届など
60歳になるまえに会社等を退職したとき	国民年金の加入手続きを（被扶養配偶者も同様）	・印鑑（認め） ・年金手帳 ・退職日が確認できる書類（健康保険資格喪失証明書、離職票や退職辞令など）
会社員等の配偶者で、扶養からはずれたとき（20歳～60歳）	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きを	・印鑑（認め） ・年金手帳 ・配偶者に扶養されなくなった日付が確認できる書類